２０２６年　６月

院　内　掲　示

当院の管理者並びに届出施設基準は下記の通りです。

管理者氏名：　院長　樋口　善俊

【許可病床数】　１９床

【東海北陸厚生局への届出事項に関する事項一覧】

入院にかかる届出事項

■ 有床診療所入院基本料 1

当該診療所には、看護職員の数が 7 人以上 勤務しています。

下記、有床診療所入院基本料の加算点数です。

■ 夜間緊急体制確保加算

入院患者さんの病状の急変に備えた緊急の診療体制を確保しています。

夜間に緊急の診療が必要となった場合、次の医師で対応します。

院　長　樋口　善俊

■ 看護配置加算 1

当該診療所には、看護職員の数が、看護師３名を含む１０名以上勤務しています。

■ 夜間看護配置加算 2

当該診療所には、夜間の看護職員の数が、１名以上勤務しています。

■ 看護補助配置加算 1

当該診療所には、 看護補助者の数が 2 名以上勤務しています。

■ 一般病床看取り加算

当該診療所には、夜間の看護職員の数が、１名以上勤務しています。

転院又は入院した日から 30 日以内に看取った場合に算定します。

■ 介護障害連携加算

当該診療所は、有床診療所入院基本料１を算定しています。

入院日から起算して 15 日以降 30 日までの期間に限り、算定します。

■ 栄養管理実施加算

常勤の管理栄養士による栄養管理計画に基づき、栄養管理を行っています。

■ 入院時食事療養（Ｉ）

入院時食事療養(Ｉ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された 食事を適時(夕食については午後6時00)、

適温で提供しています。

食事サービスに関する事項

1. 談話室における食事の提供をしています。

2.負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	**1食550円**
市民税非課税世帯の方	**1 食270円(91 日目以降は220円)**
70 歳以上で所得が一定基準以下(低所得者 Ｉ)	**1 食130円**

※負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です。

■ 特別の療養環境の提供に関する事項

当該診療所における差額病床料金は以下のとおりです(表示料金は消費税込の１日金額となります)

一般病棟個室：3床

区 分	差 額 室 料	病 室
個 室	￥11,000	201
個 室	￥11,000	202
個 室	￥11,000	306

※利用状況によってはご希望に添えない場合がございます。

■ ［保険外負担の関する事項 消費税込み］

種 類	料 金	種 類	料 金
一般診断書 (指定用紙の複雑な物￥5, 500)	1通 ￥3, 400	死亡診断書 (2枚目以降￥6, 600)	1通 ￥8, 800
損保･生保用	1通 ￥4, 800	後遺症診断書 (内容により一部金額が違います ￥16, 500～￥33, 000)	1通 ￥11,000
症状調査書 (複数枚･複雑な物￥11,000)	1通 ￥5, 500	明細書再発行(各々) 通院証明書	1通 ￥1, 100
自賠診断書･明細書(各々) (内容により一部金額が違います ￥11, 000～￥22, 000)	1通 ￥5, 500	医療補助金請求書	1通 ￥1, 100
身体障害者診断書	1通 ￥8, 800	診察券再発行	1枚 ￥100
年金用診断書	1通 ￥13,500	PFC-FD 療法	￥130, 000
障害認定用診断書	1通 ￥11,000	血液検査のみ	￥15,000

外来にかかる届出事項

■ 夜間早朝等加算

当該診療所では、下記時間帯に受付した患者様に対して、初・再診に関わらず 50 点の保険点数の加算を行っております。

・ 18 時から 22 時、6 時から 8 時

・ 土曜 12 時から 22 時、6 時から 8 時

・ 日祝 6 時から 22 時

■電子的診療情報連携体制整備加算

当院診療所では、医療 DX 推進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしております。

・ 当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております

・ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております

■ 一般名処方の処方箋について

当該診療所では、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方することを指します。

この処方にすると、保険薬局で患者さん自身が先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

この一般名処方のメリットはジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。

■ 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品がある長期収載品を、患者さん自身が希望する場合、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて後発医薬品との差額分の自己負担金が発生いたします。

1. 療養費の対象選定となる処方

・ 院外処方

・ 院内処方（入院患者さんは除く）

2. 選定療養費の対象となる医薬品について

・ 後発医薬品が発売され、5 年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）

・ 後発医薬品への置き換え率が 50%以上の先発医薬品

3. 自己負担について

・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

・ 選定療養費は、保険給付ではないため消費税がかかります。

・ 選定療養費のお支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。

・ 公費負担制度をご利用の場合も負担の対象となります。

4. 対象から除外される場合

・ 医師が医療上の必要性で後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合

・ メーカーの出荷制限などで、後発医薬品を提供することが出来ない場合

・ バイオ医薬品

※ 長期収載品：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のこと

※ 選定療養費：患者さんの選択によって生じる保険診療以外の費用のこと

■ 手術通則

医科点数表第２章10部手術通則第５号及び第６号に掲げる手術の施設基準

当院における当該手術の過去１年間の実施件数（令和7年１月１日～令和7年12月31日）

項　目	件　数
人 工 関 節 置 換 術	96 件